

令和5年 第6回

農業委員会総会議事録

令和5年6月20日(火) 開催

多摩市農業委員会

令和5年6月20日(火)午後2時、東庁舎会議室で、令和5年第6回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長 (渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和5年第6回多摩市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は、会長にお願いいたします。

会長(小暮) これより会議を開きます、本日の議事日程は
日程第1 第2号議案 令和5年度多摩市農業委員会活動指針について
日程第2 第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について

であります。

会長(小暮) 議事に入る前に、多摩市農業委員会 会議規則 第13条 第2項の規定により、議事録署名委員を2名、指名することになります。

指名は、議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、14番 青木幸子委員、15番 小島豊委員 を指名いたします。

よろしくお願いします。

会長(小暮) それでは議事に入ります。
日程第1 第2号議案 令和5年度多摩市農業委員会活動指針についてを議題とします。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第1 第2号議案 令和5年度多摩市農業委員会活動指針についてを、電子音声により朗読し、根拠条文を抜粋して説明した。

農地係長(沖迫) 先月の協議会で提示した活動指針内容を再度提示し、補足説明を行った。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

職務代理(萩原重治) 修正を行う内容ではないとは思いますが、全国の農業委員会が同じように指針を定めなければいけないということですか？

農地係長(沖迫) おっしゃるとおりです。本件は、昨年までは総会案件ではございませんでしたが、法律の改正に伴い、協議会ではなく、総会に諮らなければならないという指導を受けましたので、先月の協議会で内容を提示し、ご確認をいただいたうえで、今回、総会におきまして、決定のご審議をいただいているところであります。

会長(小暮) 市街化調整区域や農業振興地域に主眼を置いて定める内容になっているため、多摩

市のように市街化区域である都市農業の農業委員会が定める内容としては、提示してもらったものになるということです。ほかに質疑はございませんか？

質疑なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を可とする委員の挙手を求めます。

「挙手全員」

会長(小暮) 「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に

日程第2 第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議についてを議題とします。

本議案については、当事者として、6番 大松誠二委員が含まれております。農業委員会等に関する法律 第31条により、委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。

よって、大松誠二委員は、本件へ参与することはできませんので、あらかじめ申し上げます。

事務局に朗読と説明を求めます。

書記(小形) 日程第2 第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について(関戸地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。

農地係長(沖迫) 多摩市長より審査依頼があったことによる審議であること、使用貸借であること、事業計画内容(貸借設定者・所在・面積・筆数・期間等)について、貸借契約書類・函面を用いて補足説明を行い、根拠条文を示して審議内容を説明した。

先立って増田保治委員と当事者3名と事務局にて行われた実地ヒアリング結果について、委員に報告を求めた。

委員(増田保治) ヒアリング結果についてですが、ご本人は非常に営農意欲がございまして、過去に農総研の方で既に1年間研修を受けられておられるというお話がありました。耕作面積がかなり広いので、売り先を伺うと、現在はポンテであるという回答がありました。これから本格的に栽培していくというのであれば、販路を広げておいたほうがよいという提案はさせていただきました。ご本人もこちら側の質問に対してきっちりとお答えを頂いていましたので、営農していくという意味ではまったく問題ないと思いました。畑を見ましてもかなりしっかりと耕作されている様子が伺え、申し分ないといった印象でした。

農地係長(沖迫) ご報告ありがとうございました。始めに申し上げなければいけなかったのですが、なぜ親族同志で使用貸借契約を結ばなければいけないか、ということについて説明をさせていただきます。今回、貸借をする方は、認定新規就農者を目指しておりまして、認定新規就農者になるのにあたり、親御さんが行っている農業をそのまま引き継いで行うことが認められておりません。認定新規就農者になるには、親御さんが行っているやり方ではなく、新たに自分のやり方で農業を行っていく必要があります。農地についても、親御さんの農地をそのまま使用するのではなく、貸借の契約書を取り交わしたうえで、自分の事業として農業を進めていく必要があるため、親族間ではございますが、使用貸借の届出がなされた、ということでございます。補足説明は以上です。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

職務代理(萩原重治) 認定新規就農者と認定農業者は違うということですね。認定新規就農者になるためには、親族間でも本件のような手続きが必要になるということでしょうか？ 段階を踏まなければいけないということでしょうか。

- 農地係長(沖迫) そのとおりでございます。
- 会長(小暮) 認定新規就農者になるには、親と一緒に農業をやっているだけではダメで、書類作成などが面倒と感じるかもしれませんが、法律上、こういう手続きが必要だということです。
- 職務代理(萩原重治) 本来変えていかなくちゃいけない話のようですが…
- 委員(澤登) おかしな話だと思います。
- 会長(小暮) 農業会議でも話題になるのですが、本来、農業後継者が農業に従事するときに手厚く支援するというのが、都市農業を推進するうえで必要な考え方であると思うのですが、この点については、今でも大きなテーマになっているところです。例えば、自分の息子が農業を継ぐ場合に、そのまま同じことをするのではなく、露地栽培からハウス栽培に変えるとか、園芸栽培を始めるとか、なにかしら違うところがないといけないということになっております。
- 職務代理(萩原重治) そこが理解に苦しむところです。
- 委員(澤登) それをすることによって、区別しているわけです。親元就農であっても新規就農であっても同じ補助金を受けることができなかつたのが、これをするによって親元就農でも補助を受けられるようにした。新たな補助金の枠組みを構築するために、こういう制度を設けているのだと思います。
- 会長(小暮) 親元就農だと機械もあればノウハウもあるから、補助金はいらないのではないかという考え方なのだと思います。新規就農者はいちから全部揃えなきゃいけないから、補助しましょうということです。しかしながら、本当に農業を守らなくてはいけないという観点からすれば、親元就農であれ、しっかりとサポートしていかないと、都市農業は成り立たないのではないかとも思っています。本件のような新しいケースも含め、いずれにしろ、農業を推進するということについては、皆さん方向性は同じだと思いますので、いろいろとご意見をお聞かせください。
- ほかに、質疑はございませんか？
- 質疑なし**
- 会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。
- 会長(小暮) お諮りいたします。
- 本件を可とする委員の挙手を求めます。
- 「挙手全員」**
- 「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。
- ただいま該当案件が終了しましたので、これより大松委員の議事参与を認めます。
- 会長(小暮) 以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了しました。
- よって、会議を閉じます。

終了(午後2時30分)